

## 「限度額適用認定証」をご利用ください

高額な医療費がかかると見込まれる人は、事前に限度額適用認定証の申請をしましょう。

なお、70歳以上の国保加入者と後期高齢者医療保険加入者で「現役並み所得者Ⅲ」と「一般」の所得区分に該当する人は、国民健康保険証と高齢受給者証、または後期高齢者医療被保険者証の提示で限度額までの支払いとなりますので、限度額適用認定証の申請は不要です。

※国保税に未納がある世帯の国保加入者には、原則として交付できません

**申請窓口** 国保年金課、白沢・利根支所生活係

### 申請に必要なもの

▽該当する人の保険証

▽マイナンバーカードが確認できるもの

▽本人確認のための証明書（運転免許証など）

**認定証の更新** 現在交付中の限度額適用認定証の有効期限は7月31日（土）です。国保加入者で認定証を継続利用する人は申請が必要です。必要なものを持参し、申請窓口にお越しください

### ● 70歳未満の国保加入者の自己負担限度額

所得区分※1	1カ月の自己負担限度額	食事療養費(1食当たり)
ア	252,600円+ (医療費- 842,000円) ×1% 【140,100円※2】	460円
イ	167,400円+ (医療費- 558,000円) ×1% 【93,000円※2】	
ウ	80,100円+ (医療費- 267,000円) ×1% 【44,400円※2】	
エ	57,600円 【44,400円※2】	210円※3
オ	35,400円 【24,600円※2】	

### ● 70～74歳までの国保と後期高齢者医療保険の加入者の自己負担限度額

所得区分※1	1カ月の自己負担限度額		食事療養費(1食当たり)
	外来	外来+入院	
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+ (医療費- 842,000円) ×1% 【140,100円※2】	460円	460円
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+ (医療費- 558,000円) ×1% 【93,000円※2】		
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+ (医療費- 267,000円) ×1% 【44,400円※2】		
一般	18,000円 (年間限度額 144,000円)	57,600円 【44,400円※2】	210円※3
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	100円

※1 所得区分は世帯によって異なります

※2 過去12カ月に4回以上の高額療養費の支給がある場合の限度額

※3 過去12カ月に入院日数が90日を超える人は、別途申請により160円に減額

8月1日(日) から新しくなります

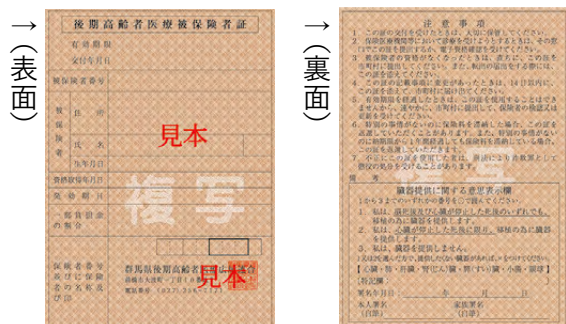
問合せ 国保年金課医療年金係☎内線 3 1 3 3、  
白沢支所生活係☎内線 7 8 4 8、  
利根支所生活係☎内線 7 9 3 0

## 「後期高齢者医療被保険者証」

### 新しい保険証の交付

新しい保険証は茶色で、緑色の封筒に入れて郵送します。郵送不要の人は、国保年金課窓口で交付しますので、7月5日（月）までに連絡してください。保険証の有効期間は8月1日から来年7月31日までで、被保険者番号や氏名、自己負担割合（1割または3割）などが記載されています。

8月から医療機関で受診するときは、新しい保険証を提示してください。



### 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請手続き省略

現在お持ちの限度額適用認定証（以下「限度額認定証」）と限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」）は、有効期限が7月31日（土）までです。昨年8月1日以降に認定証の交付を受け、次の条件を満たす人には申請手続きを省略し、引き続き使用できる証を保険証に同封します。

#### ▼「限度額認定証」申請省略の条件

・所得区分が現役並み所得者Ⅱ、Ⅰに該当する人

#### ▼「減額認定証」申請省略の条件

・住民税非課税世帯に属する人

### 保険料を納めないでいると

保険料の滞納状況により、通常より有効期間の短い短期被保険者証を交付する場合があります。短期被保険者証の有効期間は、8月1日から来年1月31日までです。